

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年6月25日

【会社名】 櫻島埠頭株式会社

【英訳名】 SAKURAJIMA FUTO KAISHA,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松岡 眞

【本店の所在の場所】 大阪市此花区梅町1丁目1番11号

【電話番号】 06(6461)5331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 増田 康正

【最寄りの連絡場所】 大阪市此花区梅町1丁目1番11号

【電話番号】 06(6461)5331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 増田 康正

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金20円 総額30,025,740円

ロ 効力発生日

2020年6月24日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、平井正博、増田康正、佐藤禎広、松岡眞、谷本祐介、五十嵐英男、種村泰一の7氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、小谷哲郎氏、川下晴久氏の2氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、江川忠利氏を選任する。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

任期満了により退任される監査役 葛原史朗氏、辞任により退任される監査役 鹿島文行氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈する。

第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給の件

役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することに伴い、在任中の平井正博、増田康正、佐藤禎広、松岡眞、五十嵐英男、種村泰一の取締役6名および監査役の遠藤眞廣氏に対し、それぞれの就任時から本総会終結時までの在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈する。

贈呈の時期は、取締役および監査役を退任する時とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 (個) | 反対 (個) | 棄権 (個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合%) |
|--|-----------|-----------|-----------|-------|-------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 11,906 | 14 | 0 | (注) 1 | 可決 (99.85) |
| 第2号議案 取締役7名選任の件 | | | | | |
| 平井 正博 | 11,896 | 24 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.77) |
| 増田 康正 | 11,896 | 24 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.77) |
| 佐藤 禎広 | 11,896 | 24 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.77) |
| 松岡 眞 | 11,896 | 24 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.77) |
| 谷本 祐介 | 11,896 | 24 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.77) |
| 五十嵐英男 | 11,896 | 24 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.77) |
| 種村 泰一 | 11,895 | 25 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.76) |
| 第3号議案 監査役2名選任の件 | | | | | |
| 小谷 哲郎 | 11,903 | 17 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.83) |
| 川下 晴久 | 11,903 | 17 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.83) |
| 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | | |
| 江川 忠利 | 11,893 | 27 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.74) |
| 第5号議案 退任監査役に対し退職慰 労金贈呈の件 | 11,117 | 803 | 0 | (注) 1 | 可決 (93.23) |
| 第6号議案 役員退職慰労金制度廃止 に伴う退職慰労金の打切 り支給の件 | 11,120 | 800 | 0 | (注) 1 | 可決 (93.26) |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。